

1. 特別区が児童相談所を担うと 特別区児童相談所移管モデル(概要)

▽ 現行体制上の課題・問題点

◇ 相談件数や困難事例の増加等により、児童福祉司が不足している

◇ 一時保護所の定員が不足している

◇ 児童相談所と子ども家庭支援センターの狭間に落ちるケースがある

◇ 通告・相談先が2カ所あるため、わかりにくい

◇ 二元体制により、時間のロスと認識に温度差が生じる

▽ 特別区が目指すすがた

◎ 児童相談所を23区すべてに設置！

* 児童相談所 7カ所 ⇒ 23カ所

◎ 児童福祉司・児童心理司の配置を充実！

* 児童福祉司 約120人 ⇒ 約220人
* 児童心理司 約50人 ⇒ 約90人

◎ 一時保護所の定員を拡充！

* 一時保護所の定員 約150人 ⇒ 約260人

◎ すべての相談に対応！

【相談受理件数】 55,450件(H24)

- 児童相談所 26,113件(47%)
- 子ども家庭支援センター 29,337件(53%)

各区が設置する児童相談所で、すべての相談に対応

◎ 法的措置から家庭復帰後までの一貫した対応！

- 区で受理したケースで、「判定」、「臨検・捜索」、「一時保護」、「入所措置」など、法的権限等が必要となる場合は、児童相談所に送致
- 家庭復帰等により、児童相談所の援助終了後、区に移管

各区が設置する児童相談所で、法的措置から家庭復帰後まで、一貫して対応

① 児童相談体制の充実・強化

児童福祉司・児童心理司の配置の充実、一時保護所の定員拡充、広域自治体としての東京都との連携(特に高度な専門的知識及び技術を要する相談に関する技術的援助や助言等)により、児童相談体制の充実・強化を図る。

② 責任や窓口の明確化

区民や関係機関から通告・相談先がわかりやすくなり、児童相談所が身近に。
また、通告などの情報の錯綜をなくし、責任と窓口の所在を明確にする。

③ 一貫した支援体制の構築

虐待の未然防止をはじめ、早期発見、相談・調査・保護・再統合、その後の見守り、里親・養護施設など社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した支援体制を構築する。

④ 総合的なアプローチの実施

保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など、区の関係部署が連携した幅広い支援体制を組んで、総合的なアプローチを実施する。

⑤ 地域全体による見守り体制の充実

区民に身近な特別区が、地域の関係機関と連携することで、子どもの状況を的確に把握しながらきめ細かな対応を行い、見守り体制の充実を図る。

※ 資料中、児童福祉司・児童心理司の職員数と一時保護所の定員は、「特別区児童相談所事務移管モデル」で算出したものである。

2. 基本的な考え方

1 移管の方法

- 児童福祉法等の改正により、児童相談所設置市を目指す。
- 23区が一律に児童相談所等の事務移譲を受ける。

2 児童相談所の設置

- 1区1所とする。
- 施設整備については、既存の区有施設の活用、区有施設の一部改築、既存の児童相談所の活用、新規施設の建設を検討する。

〈cf.既存の児童相談所の活用パターン〉

- 1 区部にある全ての児童相談所（7カ所）を所在区に移譲。
- 2 児童相談センターを除く全ての児童相談所（6カ所）を所在区に移譲。

3 一時保護所の設置等

- 1区1所とする。ただし、必要に応じて共同設置することも考える。（この場合、地方自治法に規定された制度を活用する。）
- なお、自区の一時的保護所で保護することが適当でない場合などには、特別区内の一時的保護所を相互に利用する。
- 施設整備については、既存の区有施設の活用、区有施設の一部改築、既存の一時的保護所の活用、新規施設の建設を検討する。

〈cf.既存の一時的保護所の活用パターン〉

- 1 区部にある全ての一時保護所（4カ所）を所在区に移譲。
- 2 児童相談センターを除く全ての一時保護所（3カ所）を所在区に移譲。
- 3 区内にある一時保護所（4カ所）を共同処理で活用する場合には、共同処理をするための機関に移譲。

4 人材育成

- 移管に向けた準備として、児童福祉司や児童心理司など移管後の児童相談所に配置する職員を、順次、児童相談所に派遣し、具体的な事務のノウハウを習得させる。また、移管当初は、都から児童相談所経験者の派遣を受ける。
- 児童福祉司は、子ども家庭支援センター相談員や、保健師、保育士等を活用し、計画的に育成する。
- 児童心理司は、心理職を計画的に任用し、子ども関連部署で育成する。23区で職員を確保する。
- 児童相談所長は、区の管理職の中等から、有資格者を活用する。
- 研修は、特別区職員研修所の専門研修のほか、子どもの虹情報センターや都が実施する既存の研修体系を活用する。

5 児童相談所設置市の事務等

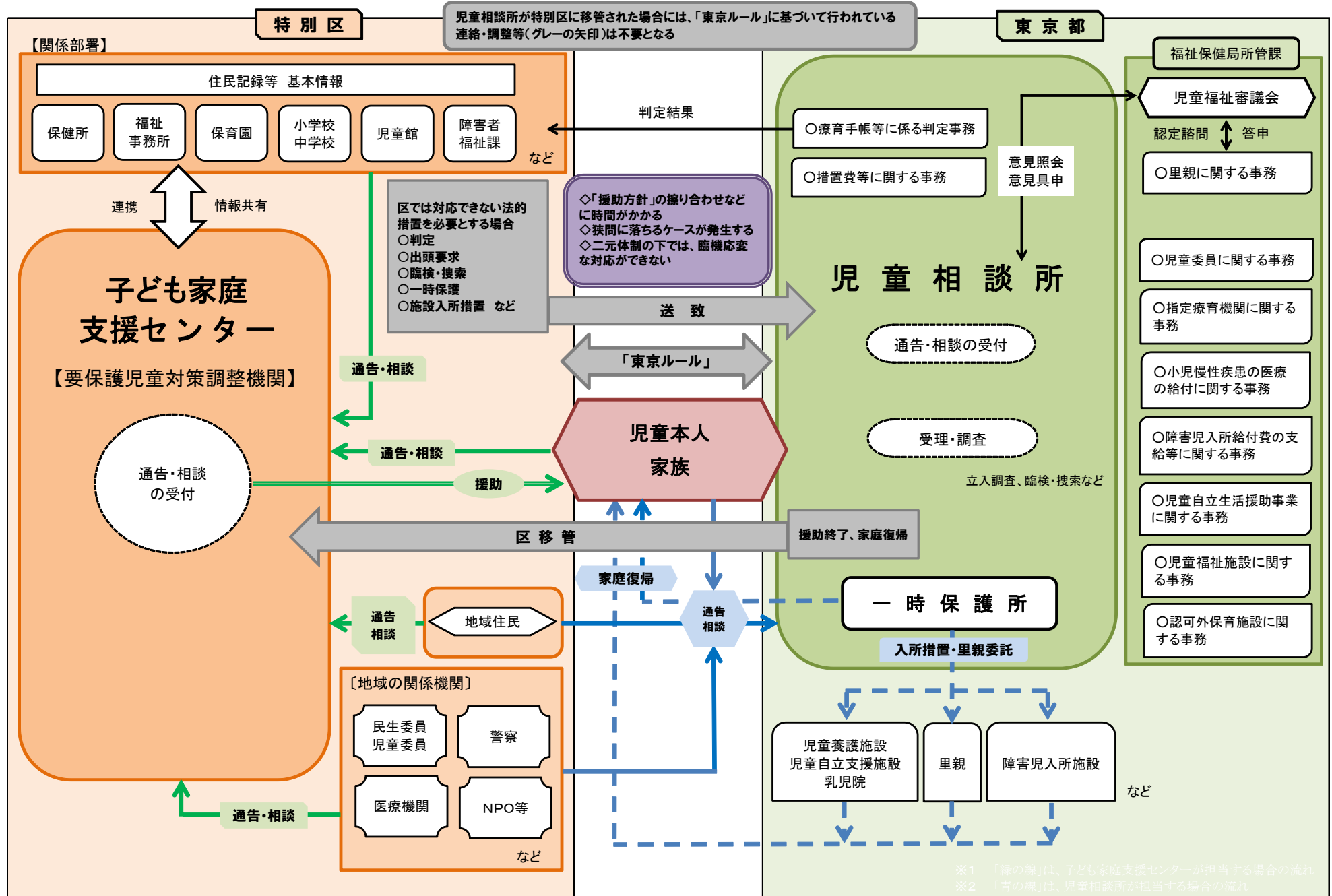
- 児童相談所設置市の事務は、各区で実施する。ただし、広域的・統一的判断を要する事務や特に高度な専門的知識を要する事務等については、23区が連携して実施することも検討する。
- 子ども家庭支援センターの機能のうち、虐待対応については基本的に児童相談所が担う。その他虐待の未然防止を含む子育て支援に関することは、各区の実情に応じ、区内の関係所管課を含め、児童相談所の移管に向けた児童相談体制の見直しの中で検討する。

参考：区部にある児童相談所

児童相談所名	区部以外の管轄
児童相談センター *	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、練馬区、島しょ地域
江東児童相談所 *	墨田区、江東区、江戸川区
足立児童相談所 *	足立区、葛飾区
北児童相談所	北区、荒川区、板橋区
品川児童相談所	品川区、目黒区、大田区
杉並児童相談所	杉並区、中野区、武蔵野市、三鷹市
世田谷児童相談所	世田谷区、狛江市

*は一時保護所を併設。児童相談センターは併設のほか、区部に単独の一時保護所（1カ所）を保有。

◎児童相談行政の機能面からみた「現行の体制（イメージ）」



◎児童相談行政の機能面からみた「移管後の体制（イメージ）」

